

名古屋市建物内全面禁煙実施施設認定事業実施要綱

(趣旨)

第1条 健康増進法第25条の規定により、多数の者が利用する施設を管理する者が受動喫煙を防止するために必要な措置を行うことを推進するため、建物内全面禁煙を実施している施設を認定し、受動喫煙防止対策についての社会的な認識の向上を図る。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、名古屋市とする。

(事業の実施範囲)

第3条 事業の実施範囲は、名古屋市内とする。ただし、名古屋市市有施設については、日本国内の施設すべてを対象とするものとする。

(建物内全面禁煙実施施設認定事業)

第4条 建物内全面禁煙実施施設は、多数の者が利用し、かつ、建物内(店舗内)全体が禁煙で、そのことを標示しており、屋内には灰皿が置いていないこと(以下「施設基準」という。)を満たす施設とする。

2 建物内全面禁煙実施施設の認定を受けようとする施設の管理者は、建物内全面禁煙実施施設認定申請書(様式第1-1又は様式第1-2)により、市長に申請するものとする。

3 市長は、前項による申請受理後すみやかに、書類審査により施設基準の適合について確認する。また、必要と認める場合は現地調査を行う。適合していると認められた場合には、その旨を施設の管理者に通知(様式第2-1)するとともに、別に定める禁煙ステッカーを交付する。不適合と認められた場合には、その旨を施設の管理者に通知(様式第2-2)する。

4 建物内全面禁煙実施施設として認定された施設の管理者は、当該施設の建物内全面禁煙の維持に努めなければならない。

5 建物内全面禁煙実施施設の認定の解除を申請しようとする施設管理者は、建物内全面禁煙実施施設認定解除申請書(様式第3-1)により、市長に申請するものとする。

6 市長は、前項による申請受理後遅滞なく、施設管理者に認定解除を通知(様式第3-2)するとともに、禁煙ステッカーを返還させるものとする。

7 市長は、第3項により建物内全面禁煙実施施設として認定した施設について、その後、施設基準に適合しなくなったと認められる場合又は次条各号のいずれかに該当するに至ったと認められる場合には、その旨を施設管理者に通知(様式第3-3)するとともに、禁煙ステッカーを返還させるものとする。

8 建物内全面禁煙実施施設の管理者は、対象施設の名称等が変更となった場合、建物内

全面禁煙実施施設変更申請書（様式第4）により、市長に申請するものとする。

9 市長は、建物内全面禁煙実施施設受付簿（様式第5）を作成し、管理するものとする。

10 市長は、建物内全面禁煙実施施設の認定状況について、ホームページなどにより広報を行うものとする。

（除外施設）

第5条 市長は次の各号のいずれかに該当する施設は、建物内全面禁煙実施施設として認定しないものとする。

（1）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

（2）公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

（3）前2号に掲げるもののほか、認定施設として不相当であると認められるもの

（健康増進課の責務）

第6条 健康福祉局健康部健康増進課は、建物内全面禁煙実施施設認定事業が円滑に推進されるよう、必要な事務を行うものとする。

（委任）

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。